

令和4年度

山形県公立大学法人

年度計画

令和4年3月

山形県公立大学法人

目 次

第 1 年度計画の期間	1
------------------------------	---

第 2 山形県立米沢栄養大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置	1
(1) 教育の内容及び成果	1
(2) 教育実施体制の充実	2
(3) 学生の確保	3
(4) 学生支援の充実	4
2 研究に関する目標を達成するための措置	5
(1) 研究活動の積極的な推進及び研究成果の発信	5
(2) 研究実施体制の整備	6
3 地域貢献に関する目標を達成するための措置	6
(1) 地域で活躍する人材の輩出	6
(2) 地域社会への参画	6
(3) 教育研究成果の地域への還元	6
(4) 他大学との連携	6
(5) 高等学校等との連携	6
(6) 県民への学びの機会の提供	7
4 国際交流に関する目標を達成するための措置	7

第 2 の 2 山形県立米沢女子短期大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置	7
(1) 教育の内容及び成果	7
(2) 教育実施体制の充実	8
(3) 学生の確保	9
(4) 学生支援の充実	10
2 研究に関する目標を達成するための措置	11

(1) 研究活動の積極的な推進及び研究成果の発信	11
(2) 研究実施体制の整備	12
3 地域貢献に関する目標を達成するための措置	12
(1) 地域で活躍する人材の輩出	12
(2) 地域社会への参画	12
(3) 教育研究成果の地域への還元	12
(4) 他大学との連携	12
(5) 高等学校等との連携	12
(6) 県民への学びの機会の提供	13
4 国際交流に関する目標を達成するための措置	13

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置	13
2 教育研究組織の改善に関する目標を達成するための措置	13
3 人事の適正化に関する目標を達成するための措置	14
4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置	14

第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 自己収入の確保に関する目標を達成するための措置	14
(1) 外部研究資金の獲得	14
(2) その他自己収入の確保	14
2 経費の効率化に関する目標を達成するための措置	15
3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置	15

第5 自己点検、評価及び情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置	15
2 情報公開及び情報発信の推進に関する目標を達成するための措置	15

第6 その他業務運営に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 安全管理に関する目標を達成するための措置	16
2 人権に関する目標を達成するための措置	16

3	法令遵守に関する目標を達成するための措置	16
---	----------------------	----

第7 予算(人件費の見積もりを含む)、収支計画及び資金計画

1	予算	17
2	収支計画	17
3	資金計画	18

第8 短期借入金の限度額

1	短期借入金の限度額	18
2	想定される理由	18

第9 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

		18
--	--	----

第10 第9に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

		18
--	--	----

第11 剰余金の使途

		19
--	--	----

第12 山形県公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則で定める業務運営に関する事項

1	施設及び設備に関する計画	19
2	人事に関する計画	19
3	積立金の使途	19
4	その他法人の業務運営に関し必要な事項	19

第1 年度計画の期間

この年度計画の期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間とする。

第2 山形県立米沢栄養大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の内容及び成果

① 学部教育

豊かな人間性と、幅広く深い教養と知識のうえに、栄養に関する高度な専門知識と専門技術を身に付けた国際的な視野を有する人材を育成する教育を全教員の共通認識のもと展開する。

また、教育の成果として、地域の栄養政策を牽引できる管理栄養士や学校における食育推進の中核的な役割を担う栄養教諭を輩出するなど、保健・医療・福祉・介護など、県内各界において食を通じた健康づくりを担い、広い視野を持ち活躍する人材を養成するため、教育に関する諸分野において、以下に掲げる計画を着実に実行する。

ア カリキュラムマップの完成に向けて準備を進めるとともに、栄養学教育モデル・コア・カリキュラムの「学修目標」との照合・点検作業を行い、各分野における教育課程・教育内容の検討を行う。

イ GPA値を活用した学修成果の測定に加え、学修成果を多角的に測定できる指標の導入を検討する。

また、成績評価異議申立て制度等を活用し、成績に関する学生からの相談に対して適切に対応する。

ウ 学生が主体的に授業に参加するために、講義内でのグループワークや討論、実験・実習等での共同作業を充実させる。

また、各教員が授業評価アンケート等を活用し、高い教育効果が得られる講義であったかを検証する。

エ 集中講義を含む前期及び後期の全ての開講科目において「授業評価アンケート」を実施し、同アンケートで得られた学生からの評価を各教員に個別に伝達し、次期の授業改善へとつなげる。

また、さらに多くの学生から率直な意見を得られるようにするため、同アンケ

ートの実施時期等について検討を行う。

② 大学院教育

栄養に関するより高度な専門知識と専門技術を身に付け、医療・福祉・介護などの現場で指導的役割を果たす人材や、行政・研究機関等で栄養に関する施策の推進や地域の栄養課題の解決に貢献する人材、管理栄養士等を養成する施設において指導を行う人材を育成するため、教育研究に関する諸分野において、以下に掲げる計画を着実に実行する。

ア 大学院教員の資質向上を図る研修を実施するとともに、研究科全体の教育研究水準の向上のため、健康栄養科学系の研究科を有する他大学院をはじめとした外部機関との情報交換を積極的に行い、連携・協働の可能性を検討する。

また、学生が主体的に学修、研究を行うことのできる環境の整備など、教育研究の充実に向けた取組みを進める。

イ 地域の栄養課題を踏まえつつ、学生の要望・資質を十分に考慮した研究課題を選定し、学生の主体的な研究活動を指導していく。研究指導には主・副研究指導教員の他、必要に応じ他領域の教員が助言できる体制を継続するとともに、学生の学修状況や成績評価結果を研究科教員全員で共有し、少人数教育を活かした個別指導を実施する。インターンシップの開講にあたっては、受入れ企業等と教育目的を共有し、実施内容や指導方法について綿密な打合せを行い推進する。少人数の学生を対象としたグループワーク等の教育方法のあり方については、外部機関との連携・協働の可能性も含めて検討を行う。

また、授業や研究において、優れた研究文献や欧米の文献などを積極的に取扱うとともに、学生を学会等に参加させるなど、新しい知見の修得や最新の研究動向を押さえて学修・研究できるような環境整備に努める。

ウ 学生の学修環境に応じ、土曜日の授業開講や遠隔授業の実施、長期履修制度の活用など、柔軟な対応を継続する。開講日時や遠隔授業の実施方法については、学生の到達度や学生による授業評価などを参考にしながら教育効果の分析を行い、社会人学生に配慮した授業のあり方を検討する。

エ 学位論文審査を含む成績評価について、公正、適正に行われているか検証しながら実施する。

(2) 教育実施体制の充実

① 教員の配置

各教員の専門領域や資質、適性を考慮のうえ、大学院の運営にも配慮しながら、学生や地域のニーズに対応できる教員、外部講師等の配置に努める。

また、地域での農業体験を取り入れながら、山形の歴史や食文化を学ぶ科目を開講する。実施にあたっては、地域特性に対する理解を深めるため、地域で活躍する専門家を活用する。

② 教育環境

ア 教育環境を含む学生生活全般に関する学生の率直な意見を聴取することを目的に、学生代表と法人理事等との対面での対話の機会を設ける。

また、主に教育環境改善を目的に「学生の声アンケート」を常時受付し、学生からの意見や要望を踏まえ、関係する担当委員会と連携し、より望ましい教育環境の整備を進める。

イ 講義や演習・実習を効果的に行うとともに、教育研究に支障が生じることの無いよう、視聴覚機器に関する定期的な点検、情報機器や実験実習用備品等の整備に努めるとともに、学生寮の定員見直しに伴う環境整備等を行う。

ウ 電子書籍を含めた収蔵書籍の充実、ほかの図書館と連携した相互貸借、土曜日開館、講義期間及び前期補講試験期間の開館時間延長を継続し、学生及び教員、地域住民の利便性向上を図る。

また、図書館内の環境整備については、アンケート等を実施して学内学外を問わず利用者の意見や要望を集約し、随時検討のうえ、必要に応じて対応する。

(3) 学生の確保

ア 県内出身者をはじめとする志願者の確保に向け、以下の方策に取り組み、次の入試形態ごとの目標を達成するよう努める。

- ・一般選抜

志願者倍率 4.6倍

- ・学校推薦型選抜(社会人選抜を含む)

志願者倍率 1.5倍

イ アドミッション・ポリシーを踏まえた上で、入学時のプレイスメントテストの結果やGPAと入試形態の関連性並びに入学者アンケートや卒業生アンケートの結果を整理しながら、引き続き入試制度の検証を行う。

また、学習指導要領の改訂や令和7年度からの大学入学共通テストの改革への対応等、将来の大学入試改革に伴う入試制度の変更事項を確実に履行する体制づくり

を行う。

ウ 高校進路指導担当者説明会や高校訪問を実施するとともに、各高校や企業が実施する模擬授業や大学説明会に参加するなど、積極的に高等学校との連携強化に努める。実施にあたっては、県内を中心としながらも、東北地方も視野に入れながら、志願者の確保に努める。併せて、長期休業期間中に学生特使を出身校に派遣する。

エ オープンキャンパスの内容について、前年度の参加者アンケートや高校側の要望等を踏まえながら、内容・開催時期についてプログラミングを行い、年2回実施する。

また、大学ホームページや大学案内の内容及び効果について検討し、入試広報戦略を再構築する。併せて、説明会や模擬授業等のオンラインでの実施や、SNS等を活用した情報発信を行うことで、より直接的かつ戦略的に受験生へ本学をPRする。さらに、(一社)全国栄養士養成施設協会や(公社)日本栄養士会等の関係機関・団体との連携を図り、管理栄養士及び本学の特色をPRする。

オ 遠隔授業の実施など、社会人が仕事と学業の両立を図れる学修環境を広報するとともに、管理栄養士の働く職場や学生等から情報を収集しながら、学生の確保につながる情報発信の方法や、就学環境の改善点を検討する。

(4) 学生支援の充実

① 学修支援

ア 1学年2人担任制により個人面談や履修相談等を適宜行うとともに、全教員がオフィスアワーの設定やメール等による相談受付を行い、その相談窓口の連絡先等を学生に明示し、学生が相談しやすい体制の整備に努める。

また、遠隔授業を実施する場合には、SNSやWeb会議システム等を活用したガイダンスの実施、授業についての詳細な情報提供、相談窓口の設置等により、学生の遠隔授業に対する不安を解消することに努める。

イ 障がい等のある学生を支援するため、教職員や学生が障がい等を理解する機会を設けるとともに、学生との定期的な面談等を通して、学生のニーズに応えた支援を行う。

また、多様な学生ニーズに対応した履修サポートについて、引き続き大学ホームページを活用し周知に努める。

② 生活支援

ア 学生のメンタルヘルスに関する支援体制として、カウンセラーと連携した取組

みやピアサポート（学生同士の支え合い）活動を行うとともに、引き続き教員・支援担当職員・看護師が連携して学生の支援にあたり、不調等の早期発見につなげる。

イ 授業料免除制度や奨学金制度に関する情報提供を掲示板やSNS等を活用して実施するとともに、各制度を活用して学資等の確保が困難な学生への支援を行う。

ウ 自治会総会や学寮入寮者対象の寮務寮生会議等に関係教職員が参加し、学生からの意見や要望を聞き取るとともに、適宜改善等を行っていく。

③ キャリア支援

ア 1～3年生を対象とした「OB・OGの話を聞く会」を開催し、様々な職種における管理栄養士の役割や仕事内容を理解するとともに、自身の進路についてイメージを深めることができるようにする。

また、エンプロイメントアドバイザー（就職相談員）による学生の面談やキャリアガイダンスを1年次から継続して実施し、1年次から自身の進路についての意識づけを図る。

イ 管理栄養士国家試験の合格率100%を目指し、国家試験に関する情報提供、休日における自習室の開放を行うほか、学内模試及び業者模試を実施する。模試の結果については教員間で共有するとともに、一定の得点に達しない学生に必要な応じて面談や再試験を行うなど、資格取得に向けた支援策を効果的に実施する。

ウ 学生の進路目標を達成するために、希望職種に応じた対策ガイダンスや個別指導、図書購入等を実施し、学生の希望に応じたきめ細やかな支援を実施する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究活動の積極的な推進及び研究成果の発信

ア 行政や関係機関等と積極的に情報交換を行い、それらの施策や動向、地域の課題等の把握に努めるとともに、学外からの相談対応、共同研究及び受託研究を推進する。

また、地域連携・研究推進センターの研究や活動成果については、ホームページの活用や報告書などにより、広く情報発信を行う。

イ 本学の資金支援制度（共同研究費・戦略的研究推進費）の積極的な活用を促進するとともに、自己評価改善・SDFD委員会との連携による外部資金獲得に向けた研修会などを開催し、教員が科学研究費補助金をはじめとする外部資金獲得を行う

ための活動支援を実施する。

(2) 研究実施体制の整備

教員業績評価や学外での研修制度の活用により、教員の研究に対するモチベーション向上につなげるとともに、各種研修会の開催により、職員全体で課題の共有化を図り、各種委員会活動や事業等が効果的かつ効率的に実施できる体制を構築する。

3 地域貢献に関する目標を達成するための措置

(1) 地域で活躍する人材の輩出

ア 地域で活躍する人材の育成に資するよう、県内の病院や福祉施設、保健所等と連携し、現場での実習を伴う教育を実施する。

また、実習をより効果的に実施するため、実習先との意見交換等を通して現場の意見を取り入れ、必要な見直しを行う。

イ 県内企業見学バスツアーを企画し、学生が県内企業への認知を高める契機となる取り組みを行う。

また、教職員による県内企業への積極的なPRや、県や市町村・商工会議所等に対し学生の採用を働きかける活動を実施し、積極的なPR活動を展開する。

ウ キャリア支援センターと連携しながら、令和3年度に発足した同窓会組織を活用し、卒業生に対する県内就職に関する情報提供に努める。

(2) 地域社会への参画

学生の課外活動や学園祭等の活動を支援するとともに、ホームページ等で広く情報提供する。特に地域のボランティア活動や地域活性化に向けた取組をホームページ等で積極的に学内外に紹介する。

(3) 教育研究成果の地域への還元

県関係部局をはじめとする行政機関や他大学、企業、関係機関等との情報交換に努めるとともに、それらと連携した健康や栄養に関する事業や講師派遣等を通して地域貢献を行う。

(4) 他大学との連携

「大学コンソーシアムやまがた」の他大学との単位互換や大学等進学説明会などの活動に参加するとともに、県内大学の中でも特に、山形県立保健医療大学との教職員や学生の交流等を通じて連携を推進する。

(5) 高等学校等との連携

県内外の高校や小中学校で模擬授業や公開講座等を積極的に行い、その授業等において健康増進に係る管理栄養士の役割等を説明し、小中高校と連携して、本学趣旨を理解した受験者の確保を図る。実施にあたっては、対面のみならず、オンラインでも行う。

(6) 県民への学びの機会の提供

リモート化の手法活用も検討しながら、栄養や健康をテーマとした公開講座やリカレント講座を開講し、地域の栄養関係者をはじめ広く県民が学び続けることができる機会の提供を図る。

4 国際交流に関する目標を達成するための措置

- ア 地域で開催される国際交流活動への積極的な参加を学生に促し、また国際的に活躍している管理栄養士・栄養士等の活動に触れたり、多文化共生についての理解を深める機会を作るなど、学生の多文化共生への理解や国際感覚の育成に努める。
- イ 本学教員の海外における研究活動を支援して海外情報の収集に努めるとともに、必要に応じてその情報を学内で共有し、教育研究に活用する。

第2の2 山形県立米沢女子短期大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の内容及び成果

教養と実学をバランスよく身に付け、課題探求能力とコミュニケーション能力を持った学生を育成・輩出するため、全教員の共有認識のもと教養教育と専門教育の融合を図りつつ、教育に関する諸分野において、以下に掲げる計画を着実に実行する。

- ア 「山形県立米沢女子短期大学の理念と目的・目標」に掲げる教育目標の達成に向け、カリキュラムチェック等を行うワーキンググループを立ち上げ、教育課程の改善に向けた検討を行う。
- イ 「大学コンソーシアムやまがた」が実施する単位互換制度における本学の対象科目の充実を図るとともに、本学学生が他大学で履修した科目等については適正な単位認定を行う。

また、同一法人である栄養大との単位互換科目の拡大の可能性について引き続き検討する。

ウ より効果的な学修の実現のために、授業評価アンケート等で学生の主体的学修の取組状況を確認するとともに、その結果を教職員にフィードバックし、授業内容の充実やシラバス記載内容の改善を図るための検討を引き続き行う。

また、授業改善ワークショップ等の開催により、より高い教育効果が得られる授業運営を研究していく。

さらに、学生が学習成果の自己評価を行う手段として、学務システムの「修学ポートフォリオ」機能の活用などについて検討する。

エ 集中講義を含む前期及び後期の全ての開講科目において「授業評価アンケート」を実施し、同アンケートで得られた学生からの評価を各教員に個別に通達し、次期の授業改善へとつなげる。

また、さらに多くの学生から率直な意見を得られるようにするため、同アンケートの改定の準備を進める。

オ 明確な成績評価基準を提示する手段として、到達目標に応じたルーブリック等を活用するなどの成績評価の可視化を図るための検討を行うとともに、引き続き成績評価異議申立てに関する細則を適正に運用する。

また、「GPA値分布図」の提示について検討を行い、学習意欲の向上を検証するとともに、成績に関する学生からの相談体制をより充実させる。

(2) 教育実施体制の充実

① 教員の配置

各教員の専門領域や資質・適性を考慮のうえ、学生や地域のニーズに対応し、効果的な教育を実現できる教員、外部講師等の配置に努める。

また、地域で活躍する方々を講師とする「総合教養講座」を継続して開催し、外部有識者の積極的な活用を図るとともに、学生や社会のニーズに対応できるよう、授業終了後にアンケートを実施し、その結果を内容及び講師の選定に活用する。

② 教育環境

ア 教育環境を含む学生活全般に関する学生の率直な意見を聴取することを目的に、学生代表と法人理事等との対面での対話の機会を設ける。

また、主に教育環境改善を目的に「学生の声アンケート」を常時受付し、学生からの意見や要望を関係する担当委員会と連携し、より望ましい教育環境の整備を進める。

イ 講義や演習・実習を効果的に行うとともに、教育研究に支障が生じることの無

いよう、視聴覚機器に関する定期的な点検、情報機器や実験実習用備品等の整備に努めるとともに、学生寮の定員見直しに伴う環境整備等を行う。

ウ 電子書籍を含めた収蔵書籍の充実、ほかの図書館と連携した相互貸借、土曜日開館、講義期間及び前期補講試験期間の開館時間延長を継続し、学生及び教員、地域住民の利便性向上を図る。

また、図書館内の環境整備については、アンケート等を実施して学内学外を問わず利用者の意見や要望を集約し、随時検討のうえ、必要に応じて対応する。

(3) 学生の確保

ア 県内出身者をはじめとする志願者の確保に向け、イ～エの方策に取り組み、次の入試形態ごとの目標を達成するよう努める。

- ・一般選抜

志願者倍率 3.0倍

- ・学校推薦型選抜

志願者倍率 1.0倍

- ・総合型選抜（自己推薦）

志願者倍率 1.0倍

- ・総合型選抜（AO）

志願者倍率 1.5倍

また、アドミッション・ポリシーをより反映した入試にするため、前年度の入試の結果を踏まえ、各学科の入試内容（入試形態・募集人員・面接及び試験問題の内容等）の見直しを行う。

イ 入試状況や入学予定者調査等の分析をもとにして、志願者確保のための効果的な広報活動を展開する。

また、より多くの志願者を確保するため、前年度の入試結果を踏まえ、入試内容等（入試形態・募集人員・出願資格、出願方式、入試会場）について検討する。

このほか、入試改革による入試形態ごとの志願者数の増減や評価方法を不断に検証し、適正な入試の実施に努める。

ウ 前年度に実施した入試の結果を踏まえながら、県内志願者の増加につながるよう、以下の方策を実施する。

- i 県内を中心とした高校の進路担当教員等を対象とした大学説明会を開催する。

- ii 訪問を実施する教員に高校側への説明事項を周知徹底したうえで、積極的に高

校訪問を実施する。また、学校推薦型選抜後も、主に県内高校を対象とした訪問を必要に応じて実施する。

iii 学生特使の実施時期及び人数配分を各学科の進路の実情に応じて検討し、適切に実施する。

エ オープンキャンパスの開催にあたり、前年度の実施状況、参加者アンケートの結果及び参加人数を踏まえ、開催時期及び実施内容について検討を行い、参加者にとって参加しやすく、本学の特色をより効果的に伝えられる内容に改善する。

また、入試情報・大学情報の重要な情報発信媒体であるホームページについて、閲覧状況を解析し、利用者がより見やすいように入試関連ページを改善する。このほか、高校生が多く利用しているWebやSNSを積極的に活用し、本学の総合短期大学としての特色や入試及びオープンキャンパスの情報を分かりやすく伝える。

(4) 学生支援の充実

① 学修支援

ア 担任制によるきめ細かな指導のほか、全教員がオフィスアワーの設定や、SNSやメール等による相談受付を行うとともに、その相談窓口の連絡先等を学生に明示し、学修について学生がいつでも相談できる体制の整備に努める。

また、遠隔授業を実施する場合には、SNSやWeb会議システム等を活用したガイダンスの実施、授業についての詳細な情報提供、相談窓口の設置等により、学生の遠隔授業に対する不安を解消することに努める。

さらに、教育改善に生かすため、各学科の学位授与方針に示されている学習成果を適切に測定するための方法や指標を検討する。

イ 障がい等のある学生を支援するため、教職員や学生が障がい等を理解する機会を設けるとともに、学生との定期的な面談等を通して、学生のニーズに応えた支援を行う。特に聴覚障がいのある学生の支援にあたり、学内外と連携した情報保障（パソコンテイク等）を実施する。

また、多様な学生ニーズに対応した履修サポートについて、引き続き大学ホームページを活用し周知に努める。

② 生活支援

ア 学生のメンタルヘルスに関する支援体制として、ピアサポーターの学生やカウンセラーと連携した取組みを行うとともに、引き続き教員・支援担当職員・看護

師が連携して学生の支援にあたり、不調等の早期発見につなげる。

イ 授業料免除制度や奨学金制度に関する情報提供を掲示板やSNS等を活用して実施するとともに、各制度を活用して学資等の確保が困難な学生への支援を行う。

ウ 自治会総会や学寮入寮者対象の寮務寮生会議等に関係教職員が参加し、学生からの意見や要望を聞き取るとともに、適宜改善等を行っていく。

③ キャリア支援

ア 学生の希望進路に応じた各種講座の実施や学生相談へのきめ細かな対応、学生への適時の進路情報提供など総合的なキャリア支援策を、キャリア支援センターに配置したキャリアコンサルタントと連携しながら着実に実施する。

また、キャリア支援センター職員のスキルアップや、コロナ禍で急速に普及したオンライン上での就職活動や編入学試験にも対応した支援を行うことで、キャリア支援センターの機能充実を図る。

イ 就職希望者の就職率向上を目指し、就職に役立つ各種講座、キャリアコンサルタントによるキャリアカウンセリング等の実施、地元企業訪問などによる求人開拓、学内企業説明会の開催のほか、学外の企業説明会やインターンシップへの参加、各種資格試験受験に対する支援を継続して実施する。

また、労働・雇用関係者やOGと協力した学生への情報提供や就職活動支援等について検証し、その充実を図る。

ウ 編入学希望者の合格率向上を目指し、編入学状況の変化に対応した各種講座や模擬試験・面接練習の開催、情報提供、相談・支援体制の整備のほか、編入学英語・小論文指導を行う指導員の配置を継続する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究活動の積極的な推進及び研究成果の発信

ア 本学の資金支援制度（共同研究費・戦略的研究推進費）の周知・活用や、自己評価改善・SDFD委員会との連携による外部資金獲得に資する研修会開催などを通して、教員が科学研究費補助金をはじめとする外部資金獲得を行うための活動支援を実施する。

イ 教員の研究成果に関する広報活動として、機関リポジトリ運用指針に従い、大学紀要及び生活文化研究報告書に加え、その他学術雑誌掲載論文等についても積極的に社会に発信していく。

また、生活文化研究所を中心に、地域や社会における課題に対応した研究を推進し、その研究成果を研究成果報告会などを通して積極的に発信していく。

(2) 研究実施体制の整備

教員業績評価や学外での研修制度の活用により、教員の研究に対するモチベーション向上につなげるとともに、各種研修会の開催により、職員全体で課題の共有化を図り、各種委員会活動や事業等が効果的かつ効率的に実施できる体制を構築する。

3 地域貢献に関する目標を達成するための措置

(1) 地域で活躍する人材の輩出

本学に対する地域の人材ニーズを把握するため、企業訪問など様々な機会を捉え情報収集を行うとともに、必要に応じてアンケート調査等を実施する。

また、県などの関係機関が実施する県内就職に資する事業と連携し、学生への周知や積極的な参加を促すとともに、県内企業に就職したOGの話を聞いたり、実際に県内企業を訪問・見学する機会の設定などの取組みを行う。

(2) 地域社会への参画

学生の課外活動や学園祭等の活動を支援するとともに、ホームページ等で広く情報提供する。特に地域のボランティア活動や地域活性化に向けた取組みをホームページ等で積極的に学内外に紹介する。

(3) 教育研究成果の地域への還元

生活文化研究所の活動を中心として、県内の行政・教育機関や企業、有識者等との共同研究を推進するとともに、その成果を還元し、地域貢献を進める。

(4) 他大学との連携

「大学コンソーシアムやまがた」及び「米沢市学園都市推進協議会」の活動に積極的に参画する。特に近接する栄養大及び山形大学(工学部)との連携を推進していく。

(5) 高等学校等との連携

地域の高校との連携協定に基づいた受講生の受け入れや、県内高校等への出前講座および高校訪問の実施について検討し、可能な範囲で行う。

また、その機会を利用して、高大連携のあり方や地域のニーズに合ったカリキュラムを模索するために、大学と高校の実情等について積極的に情報交換を行う。

以上のような活動を通して、地域教育への貢献を行うとともに、県内進学者の増加に努める。

(6) 県民への学びの機会の提供

地域のニーズに即した公開講座や講師派遣を実施し、地域住民や児童生徒に対して「学び」の機会を提供する。

また、新しい生涯学習・リカレント教育の一環として「授業の開放」を行うために、単位認定を目的としない聴講生制度について試行結果の検証を行う。

4 国際交流に関する目標を達成するための措置

ア コロナ禍が続いている中、「異文化理解実習」の実施は見送ることとする。

また、「異文化理解実習」中止を補完することも含めて、学生の多文化共生への理解と国際感覚を涵養するため、米沢市国際交流協会や山形大学工学部などと連携し、地域における国際交流活動に対する学生の積極的な参加を促進する。

イ 国際化に対応した教育研究を推進するため、本学教員の国際学会への出席や海外での研究活動を支援する。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

ア 機動的・効率的な法人及び大学運営が行われるよう、法人役員等による定期的な会議を通して各理事及び管理職が情報を共有し、理事長を補佐する執行体制の強化に努めるとともに、理事長・学長の裁量に基づく経費の活用などにより戦略的な運営に取り組む。

イ より効果的な運営体制の構築を目指し、委員会等の学内組織について、法人役員会議で検証を行い、必要に応じて見直しを行う。

ウ 幅広い意見を大学運営に反映できるよう、理事や審議会委員の改選にあたっては、学外有識者や専門家を積極的に登用する。

2 教育研究組織の改善に関する目標を達成するための措置

ア 栄養大では、カリキュラム改訂検討委員会を立ち上げ、カリキュラムに関する現状と問題点を点検し、カリキュラム改訂の検討を行う。

米短大では、カリキュラムチェック等を行うワーキンググループを立ち上げ、教育課程の点検を行い、改善に向けた検討を行う。

イ 米短大における今後のカリキュラムの改善に向けた検討や、教育研究に支障が生じ

ることの無いよう、施設・設備の計画的な整備・改修を行い、ハード・ソフト両面から教育研究機能の充実を図る。

3 人事の適正化に関する目標を達成するための措置

ア 各教員の専門領域や資質・適正を考慮のうえ、効果的な教育を実現できる教員、外部講師等の配置に努めるとともに、教員の採用及び選考にあたっては、両大学の人事に関する規程等に基づき、適切に手続きを進める。

また、男女共同参画や女性の職業生活における活躍の推進の観点から、女性研究者の育成及び支援に努める。

イ 教員の教育・研究活動の一層の向上を目的としたSD並びにFDを実施する。また、他機関で実施しているSD並びにFDに関連した情報を全教員に対して発信し、積極的な活用を促す。

ウ 大学業務の専門性向上を図るため、自主的な研修会や各種研修会への参加を支援するとともに、OJTによる実務研修等やジョブローテーションにより、法人採用職員のキャリア形成を継続的に行う。

エ 人事評価の実施過程において、年度目標や業務の進め方等について共有を図るとともに、優秀な業績の教員に対しては、特別研究費を交付するなど教員の研究に対するモチベーション向上と研究活動の更なる推進を図る。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

各職員が日頃から業務の効率化、業務システムの有効活用等を心がけるとともに、事務局全体の業務の調整、事務事業の見直しを随時行う。

第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 自己収入の確保に関する目標を達成するための措置

(1) 外部研究資金の獲得

学外の有識者や学内の外部資金既得者による競争的外部資金獲得のための研修会を開催し、研究助成制度や申請についての有効な情報の収集に努める。また、学外の各種資金支援制度の周知を図り、積極的な活用を呼び掛ける。

(2) その他自己収入の確保

授業料、入学料などの確実な納付を図るため、一部免除者、徴収猶予者及び支払遅

延者の状況を把握し、適宜、適切な督促・指導等を行い、未納防止に努める。

また、法人基金の募集について、後援会との連携や学生支援の取組み等の様々な機会を捉えて周知を行う。

2 経費の効率化に関する目標を達成するための措置

一層の経費節減に向け、引き続き全教職員の意識を高め、冷暖房機器の温度調整、LED照明への交換、印刷物の電子化・会議の見直し等によるペーパーレス化、裏紙利用・両面印刷・カラー印刷の厳選等による印刷経費の節減、備品や役務に係る契約方法の見直し等により管理的経費の節減を図る。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

大学施設の有料での地域開放について、その使用料を含め本学のホームページなどで引き続き周知し、施設の有効活用を図る。

また、会計関連規程に基づいた適正な資金管理を引き続き行うとともに、短期の定期性預金などにより、安全かつ効果的に余裕資金を運用し、収入の増加を図る。

第5 自己点検、評価及び情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

令和2年度に受審した「認証評価」の結果を受け、自己評価改善・SDFD委員会のもと、カリキュラムチェック等を行う検討委員会（ワーキンググループ）を立ち上げ、大学教育の内部質保証の更なる充実を図る。

2 情報公開及び情報発信の推進に関する目標を達成するための措置

ア 財務諸表や事業報告書、年度計画等の法人の運営に関する情報について、積極的かつ速やかに公開する。

イ 大学案内（2024年度）の作成やホームページを随時更新するほか、SNS（LINE）等の多様な情報発信媒体を効果的に活用することで、大学の特色や魅力を積極的に発信していく。

ウ 法人が保有する個人情報の管理及び個人情報の開示請求について、適宜点検を実施しながら適切に対応していく。

また、「個人情報の保護に関する法律」が改正され、令和5年4月1日から全面施

行されることに伴い、法人の関係規程を整備する。

第6 その他業務運営に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 安全管理に関する目標を達成するための措置

ア 衛生委員会が中心となって、職員の健康管理に係る情報提供やストレスチェックの実施、職場巡視等を行い、職員の健康の保持増進、職場環境の改善に努める。

イ 大雨等の警報発令や大学周辺での不審者事案、熊の出没等の事態が発生した際は、迅速に学内に注意喚起を行い、被害防止に努める。

こうした事態に備え、随時危機管理マニュアルの点検・整備を行うとともに、警察等関係機関との情報共有・連携に努め、消防訓練については年1回の実施を継続する。

ウ 大学の情報システムや情報機器を含むネットワーク環境について、随時点検・整備するとともに、情報セキュリティポリシーに基づく講習・周知を行う。

2 人権に関する目標を達成するための措置

ハラスメントに関する国の動きや人権意識向上を含めた研修会を開催し、全教職員に受講を義務づけ、ハラスメントの発生防止に努める。

ハラスメント事案が発生した際は迅速に調査を行い、ハラスメント対策委員会と相談室が緊密に連携しつつ、関係当事者のプライバシーに配慮しながら、適切に対応する。

3 法令遵守に関する目標を達成するための措置

ア コンプライアンスを推進するための研修会を開催し、教職員の法令遵守に対する意識の向上に努める。

イ 適正な業務運営を確保するため、年1回定期の内部監査を実施するとともに、必要に応じ随時の内部監査を行う。

第7 予算(人件費の見積もりを含む)、収支計画及び資金計画

1 予算(令和4年度)

(単位：千円)

区分	金額
収入	
運営費交付金	628,452
補助金等収入	0
自己収入	339,422
授業料等収入	327,606
その他の収入	11,816
受託研究等収入	200
目的積立金取崩	9,754
計	977,828
支出	
業務費	900,914
教育研究経費	178,585
人件費	722,329
一般管理費	76,714
受託研究等経費	200
施設整備費	0
計	977,828

2 収支計画(令和4年度)

(単位：千円)

区分	金額
費用の部	1,046,851
業務費	918,791
教育研究経費	196,262
受託研究費等	200
人件費	722,329
一般管理費	71,924
その他費用	0
施設整備費	0
減価償却費	56,136
収益の部	1,046,851
運営費交付金収益	628,452
補助金等収益	0
授業料収益	291,527
入学金収益	76,747
入学考査料収益	11,535
受託研究等収益	200
その他の収益	11,816
資産見返負債戻入	16,820
目的積立金取崩	9,754

3 資金計画(令和4年度)

(単位：千円)

区分	金額
資金支出	977,828
業務活動による支出	938,512
投資活動による支出	0
財務活動による支出	39,316
次年度への繰越金	0
資金収入	977,828
業務活動による収入	968,074
運営費交付金による収入	628,452
補助金等による収入	0
授業料等による収入	327,606
受託研究等による収入	200
その他の収入	11,816
投資活動による収入	0
施設等整備による収入	0
長期貸付金の回収による収入	0
利息受取額	0
財務活動による収入	0
前年度からの繰越金	9,754

第8 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

1億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費

第9 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

なし

第10 第9に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし

第11 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上、地域への優秀な人材の輩出等の地域貢献の取組み及び組織運営の改善に充てる。

第12 山形県公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則で定める業務運営に関する事項

1 施設及び設備に関する計画

中期目標を達成するために必要な業務の実施状況を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等を行う。

2 人事に関する計画

第3の3「人事の適正化に関する目標を達成するための措置」に記載のとおり

3 積立金の使途

前中期目標期間繰越積立金については、教育研究の質の向上、地域への優秀な人材の輩出等の地域貢献の取組み及び組織運営の改善に充てる。

4 その他法人の業務運営に関し必要な事項

なし